

## 政令第四十号

### 統計法施行令の一部を改正する政令

内閣は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十四の項中「の所有及び利用」を「及び建物の所有及び利用並びに当該法人による土地の購入及び売却」に、「資本金等の額が国土交通省令で定める額以上である会社の調査に係るものを除く」を「土地及び建物の所有及び利用の調査であつて、会社以外の法人のうち都道府県知事が調査票を収集すべきものとして国土交通省令で定めるものの調査に係るものに限る」に改める。

### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

法人土地基本統計の目的及び調査方法の変更に伴い、都道府県知事が行う事務に関する規定を改める必要があるからである。